事例No.	2365
公表年度	R5
団体の属性	一般市
団体名	兵庫県朝来市

事例区分	地域活性化

タグ	・地域運営組織 ・消防・防災 ・福祉・介護

事例種類	地域運営組織

事例内容・タイトル

４町合併を契機とした組織形成（兵庫県朝来市）

出典

平成28 年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業事例集

【兵庫県朝来市】4町合併を契機とした組織形成

担い手の確保と既存組織との役割分担が持続的運営の鍵

組織形成のポイント

1. 4町合併を契機に組織形成を推進

平成 17 年の４町合併を契機に、朝来市が、161 の行政区の住民に集まってもらい説明会を開催。平成 19 年・20 年の２か年で市全域の 11 地区に地域自治協議会を整備。平成 21 年３月に「自治基本条例」を制定、平成 25 年 11 月に「地域協働アクションプラン」を策定。

2. 県の事業を活用した「まちづくり計画」の策定

地域自治協議会の設立以降に、県の「ふるさと自立計画推進モデル事業」を活用し、地域住民参加型のワークショップ等を開催し、「まちづくり計画」を策定。

持続的運営のポイント

1. 地域自治包括交付金

朝来市では、組織の運営に対し、「地域自治包括交付金」を交付している。事務局員を雇用する経費のほか、地域配分額、地域協働事業額に基づいて、各地域自治協議会に対する交付金の額を決定。各地域自治協議会は、その包括交付金の枠内で、次年度への繰り越しを含めて、柔軟な活動ができるような仕組みとなっている。

2. 問題提起による住民の理解・意識醸成

地域住民の地域運営組織に対する理解・意識の醸成を図るため、ワークショップや市民フォーラムを開催し、人口問題や地域福祉など、各地区共通の地域課題を、各地域自治協議会に提起することで、地域の危機意識を持ってもらうよう働きかけている。

3. 担い手の確保と既存の枠組みを残しつつ発展させることが課題

地域自治協議会の設立以降、活動に参加する人としない人の活動に対する意識の差が大きくなっており、参加者の負担が大きくなっている。

基礎的コミュニティである行政区の代表で組織される区長会とＰＴＡや子供会、老人会などの組織、自治協議会内に設置されているテーマ別に組織された各部会の総意を反映させることが今後の課題となっている。

地域運営組織の設立状況

昭和 30 年代以前の旧町村を単位とした組織形成

兵庫県朝来市は、兵庫県北部に位置し、平成 17 年に、朝来郡の 4 町（生野町・和田山町・山東町・朝来町）が合併して、現在の朝来市となっている。最近では、「天空の城・竹田城」が観光スポットとして脚光を浴びている。

朝来市の人口は、1950 年代には 5 万人弱であったが、その後漸減し、現在は 32,000 人を割る状況になっている。

朝来市の地域運営組織は、昭和 30 年代以前の旧町村を単位として市内全域・11 地区に整備されている。その一部は、昭和 30 年代に設立されたものがあるが、大半は平成 19 年、20 年に設立された。

その契機となったのが、平成 17 年の４町合併であり、161 の行政区の住民に集まってもらい、地域自治の充実方策を話し合った。これに併せて地域運営組織の設立に関する合意形成がなされた。

自治基本条例の制定とアクションプラン

朝来市では、平成 19 年に策定された「第１次朝来市総合計画」において、「自考・自行、共助・共創のまちづくり」を基本理念に、市民と行政がそれぞれの役割と機能を分担する「地域協働・地域自治のシステム」をつくることに取組むこととした。

平成 20 年３月には、地域協働でまちづくりを進めるときの市民と行政の間の協力・連携の考え方や取り組み方を明らかにした「地域協働の指針」を策定した。

平成 21 年３月には、朝来市のまちづくりを進める上で最高規範となる「自治基本条例」を制定し、まちづくりを支える市民、議会、行政の役割と責任を明記し、参画・協働のしくみや市政運営の有り方を定めた。

この自治基本条例に規定するまちづくりの基本理念、基本原則を実現するため、市としてその具体的な行動計画を、平成 25 年 11 月に「朝来市地域協働アクションプラン」として示した。

地域自治包括交付金

地域運営組織に対する財政的支援として、設立時には準備金として１組織当たり 50 万円を交付した。

組織運営に対しては、「地域自治包括交付金」の交付を行っている。「自考・自行、共助・共創のまちづくり」の理念のもとに、地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特

性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進し、自治意識と連帯感を醸成し、安全、安心で暮らしやすい地域を形成していくため地域自治協議会単位に交付されている。

交付金は、「事務局運営額」、「地域配分額」及び「地域協働事業額」の３つから構成されている。

「事務局運営額」は、地域自治協議会の円滑な運営を図るための専属の事務局員（地域マネージャー）を雇用する事務局運営費として一小学校区当たり年額 280 万円が交付されている。

「地域配分額」は、均等割額：２割、人口割額：７割、面積割額：１割が配分され、地域まちづくり計画に基づく事業執行の経費に充てられている。

「地域協働事業額」は、地域が協働して事業執行する「花いっぱいのまちづくり事業」（均等割額：７割、人口割額：３割）、「地域環境保全事業」（区数割）、「交通安全事業」（区数割）に対する経費として交付されている。

なお、交付された包括交付金は、交付額の 25%以内で翌年度の繰り越しや基金造成を行うことができるようになっている。

問題提起による住民の理解・意識醸成

市では、住民の理解・意識醸成を図るために、地域の将来像を描き、そこに向う現在の状況を知ることが重要と考えている。このため地域の課題に関する問題を提起して、協議会ごとに考えるワークショップを開催している。昨年度は「地域福祉をどうするか」というテーマで実施した。

また、11 の自治協議会を対象に、市民フォーラムを開催している。このフォーラムでは、人口対策を市役所で施策を打ちつつ、地域も共に考え、協議会ごとに高齢化に対してどのように乗り切っていくかを検討してもらっている。

既存の枠組みを残しつつ発展させることが課題

市内の１６１の行政区は基礎的なコミュニティとして伝統的にも市民に浸透しているため、行政区の代表である区長が、運営委員として地域自治協議会の意思決定に関わる仕組みになっている。市では、「行政区でできないことを地域自治協議会で実施する、自治協議会でできないことを行政で実施する」という補完性の原則を運営の基本としている。

一方で、行政区単位では解決できない困りごと（課題）をテーマ別に運営委員会で共有し、検討から活動へ繋げる仕組み作りや、世帯数の減少により活動ができなくなった行政区への支援体制の確立が今後の課題となっている。今後は、組織や役員、事業などを、協議をしながら時代に合わせて見直しをしていく「変革し成長する組織」になるよう支援していくことにしている。

粟鹿（あわが）地域自治協議会

自治協議会の設立とまちづくり計画

粟鹿地域自治協議会は、平成 20 年に設立され、拠点施設の整備、粟鹿地域住民の交流、都市との交流イベントなどを実施してきた。

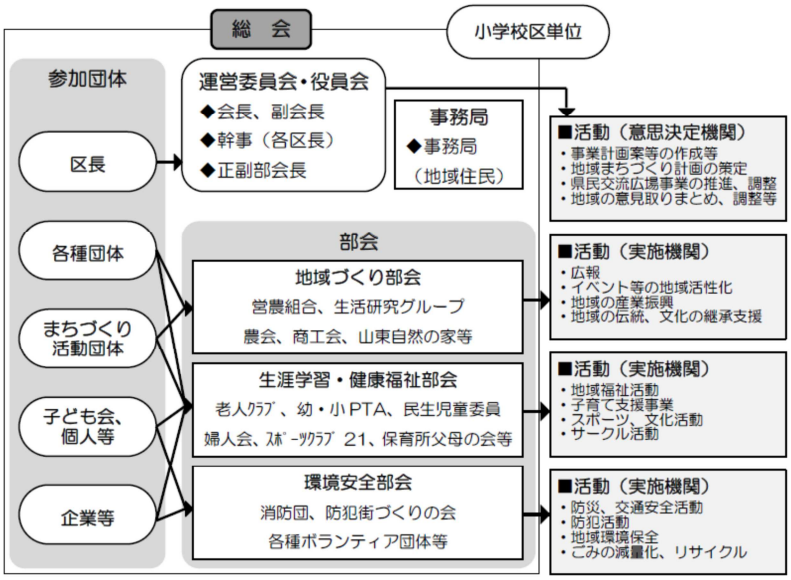
市より、県の「ふるさと自立計画推進モデル事業」への応募を勧められて選定を受け、月１回のペースで県担当職員、アドバイザーの指導のもと、粟鹿地域自治協議会会員を中心とした地域住民参加型のワークショップを計 6 回開催して、計画づくりを行った。最終回では、「粟鹿地域まちづくり計画」を会員及び地域住民に説明し、計画に対する理解を得て、平成 23 年３月に同計画を策定した。

組織体制

組織は、「地域づくり部会」、「生涯学習・健康福祉部会」及び「環境安全部会」の３部会で構成されている。「地域づくり部会」には、営農組合、生活研究グループ、農会及び商工会等、「生涯学習・健康福祉部会」には、老人クラブ、PTA、民生児童委員、婦人会及びスポーツクラブ等、「環境安全部会」には、消防団、防犯まちづくりの会及び各種ボランティア団体等がメンバーとして参加している。

運営委員会・役員会は、各種計画の策定などの意思決定機関となっており、これに幹事として各区長が加わっている。

≪組織体制≫



※「粟鹿地域まちづくり計画」（平成 23 年３月）より

経済活動への取り組み

粟鹿地域自治協議会は、盆踊り大会、運動会、粟鹿山の登山等のイベントを行っているが、経済活動にも取り組み始めている。

地域の方々の交流の場とするため、喫茶店を週に３回（月・水・金）、10 時～16 時の間で営業しており、運営は地域のボランティアが担っている。

農産物を親戚に届ける方が多いので、平成 26 年から宅配の取次業務を開始している。

さらに、最近では加工品の開発にも取り組んでいる。

担い手の確保が課題

地域運営組織の運営に当たり、市から地域自治包括交付金が交付されているが、担い手確保が困難なことから、事務局スタッフを雇用するのは難しい状況である。このため、粟鹿地域自治協議会では、会長が事務局長を兼務して対応しているところである。まちづくり計画を策定し、その実現のために人材を雇用したが、日々の業務に追われてしまっている状況である。

また、部会員は、希望して参加されている方以外に区へ選任を依頼し所属されている方も多く、部会や事業への出席率が高いとは言えない。広く参加しやすい雰囲気作りの必要を感じている。

地域自治協議会の設立から１０年が経過し住民に「参加疲れ」が生じていることや、設立時から役員や事務局員が交代していることで、当初の思いや意義などの継承が図られていないことも、積極的な参加を阻んでいる要因の一つになっている。

設立の必要性や意義などを再確認するワークショップの実施、地域おこし協力隊の配置による外部視点からの事業見直し、地域の「困りごと（課題）」調査とその課題を解決する事業の実施等を通じて参加者の増員を図っていきたい。

≪活動拠点「あわが交流センター」≫



≪協議会役員の方々≫



糸井（いとい）地域自治協議会

自治協議会の設立とまちづくり計画

糸井地域自治協議会は、市の働きかけのもと、平成 20 年 2 月に設立された。平成 22 年度に、地域が抱える問題・課題を踏まえ、将来あるべき地域の姿を描き、それを実現するために何をすべきかを整理した「地域まちづくり計画」の策定に取り組み、全５回の懇話会を開催し、平成 23 年３月に計画策定が完了した。

その中で、糸井地域の将来像として、「糸井川を中心とする自然とみんなの笑顔が輝く“住んでよかった！”“住んでみたい！”まち糸井」とし、これにもとづき、「３つの基本方針」と「15 のプロジェクト」を策定した。

≪糸井地域まちづくり計画－3 つの基本方針と 15 のプロジェクト≫

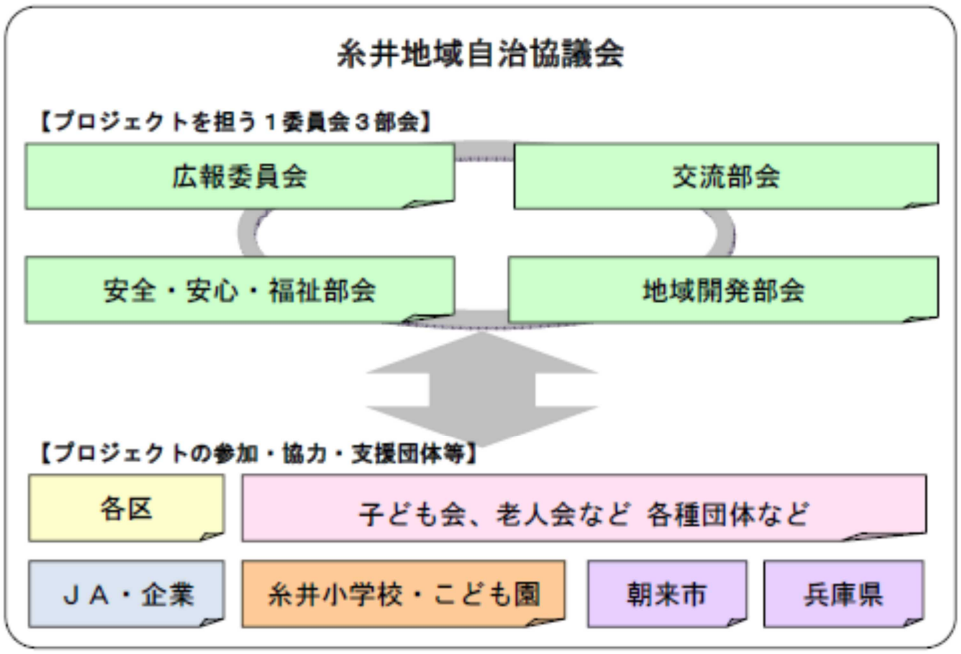


組織体制

設立当初は、広報部会、交流部会、安全・安心・福祉部会及び地域開発部会の４部会制としていたが、平成 23 年にまちづくり計画を策定して以降は、交流部会、安全・安心・福祉部会、地域開発部会及び広報委員会の３部会１委員会に組織替えをし、より具体的な活

動、基本方針のもとに活動を行っている。

≪組織体制≫



※「糸井地域まちづくり計画」（平成 23 年３月）より

未利用農地を活用した市民農園の開設と特産品の開発

まちづくり基本計画にもとづき、３つの部会と１つの委員会で、それぞれの取り組みを行っている。

広報委員会では、「糸井を知ろう」をスローガンにガイドブックや機関誌を発行している。

交流部会では、都市との交流事業、寺院城跡のフィールドワーク、３世代の集いなどを行っている。

安全・安心・福祉部会では、防災訓練、AED 講習、防災マップの作成等を行っている。

地域開発部会では、未利用農地を活用した市民農園を開設し、地区内外から利用者を募り、食や農に親しむ生活の普及と、資源を活用した特産品の開発を行っている。

担い手の確保が課題

平成 28 年度の部員数は、交流部会が 24 人、安全・安心・福祉部会が 24 人、地域開発部会が 21 人、広報委員会が８名である。

実際の事業遂行は、協議組織である運営委員会と、実行組織である部会が協働で行っているものの、部会員の多くが働く世代であるため、平日の昼間などは事業の準備が難しい

状況であることから、事務局の負担が多くなっている。

行政区との関係

この地域では、従来から行政区単位の地域づくりがしっかりと展開されてきたこともあり、地域自治協議会設立から１０年が経過しようとしている中においても、行政区単位の地域運営が主となっている。

しかしながら、人口減少や高齢化問題が深刻化していく中で、行政区単位での地域活動だけでは解決できない問題も多く、行政区単位の困りごとを地域自治協議会で共有化し、糸井地域の特性を生かしたアイディアを出しながら事業を展開していくという、行政区を補完する地域自治協議会が目標である。

行政区の区長と部会長が運営委員を兼任する仕組みになっているが、近年では協議組織としての運営委員会と実行組織である各部会の相互理解が進み、円滑に事業が進められている。

≪事務局長の下村氏≫

